

公示

京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（昭和29年公示第1号）を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和4年6月27日

横浜税関長 宇野 雅夫

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

| 交通場所及び貨物の積卸場所 | 指定に係る条件 |
|---|---|
| 山下ふ頭2～10号岸壁 本牧ふ頭A1～A8号、B1～B4号、BC1～2号、C5～C9号、D1～D5号岸壁、南本牧ふ頭MC-1～4号岸壁 大黒ふ頭C1～C4号、P3号、T1～T9号岸壁 | [交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第39条の規定による公告（昭和29年公示第9号）で定める貨物に限る。 |
| 大栈橋ふ頭A～D岸壁 大黒ふ頭L1～L8号、P1、P2号岸壁 本牧ふ頭 新建材1、2号岸壁 金沢木材ふ頭岸壁 出田町ふ頭A～D岸壁 | [交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 |
| 山下ふ頭、本牧ふ頭、大黒ふ頭のうち、上記岸壁以外の指定保税地域内の岸壁又は物揚場 (積卸に限る。) | [積卸] 関税法第39条の規定による公告（昭和29年公示第9号）で定める貨物に限る。 |
| 新港ふ頭5、8、9号岸壁 | [積卸] 船用品及び託送品に限る。 |
| 瑞穂ふ頭A～H岸壁 | |
| 横浜港通船発着所（大栈橋） | [交通] 京浜港川崎区扇島、東亜石油京浜川崎シーバース、ENEOS（株）扇島東シーバース、及び同扇島西シーバースけい留船に出入する者を含む。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。 |
| 大栈橋1号物揚場（積卸に限る。) | [積卸] 船用品に限る。 |
| 保税地域前面の岸壁又は物揚場（指定保税地域を除く。) (積卸に限る。) | [積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。 |
| ENEOS(株)根岸製油所A栈橋（東・西）、B栈橋、C2～4 栈橋、D1～4 栈橋、E栈橋、H1～5 栈橋、S栈橋、LPG1～2 号栈橋 | [交通] 制限区域への出入に際しては、ENEOS(株)根岸製油所に設置された入出門ゲートを経由すること。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 日産自動車(株)本牧専用ふ頭 1～2 号 | [交通] 制限区域への出入に際しては、日産自動車(株)本牧専用ふ頭に設置された入出門ゲートを経由すること。 |
| 鈴繁 1～4 号岸壁 | [交通] 制限区域への出入に際しては、横浜倉庫(株)鈴繁埠頭に設置された入出門ゲートを経由すること。 |
| 東京ガス(株)扇島 LNG 基地 LNG・LPG バース | [交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス(株)扇島 LNG 基地通船棧橋を経由すること。 |
| 東京ガス(株)根岸 LNG 基地 タンカーバース | [交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス(株)根岸 LNG 基地に設置された入出門ゲートを経由すること。 |

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。